

## 地域主権の実現に向けた提言

政府においては、「地域のことは地域に住む住民が決める地域主権」を早期に確立する観点から、地域主権に資する施策を検討、実施するため、地域主権戦略会議が設置された。

地域主権を実現するためには、国と地方自治体の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係に実質的に改めることが必要であり、基礎自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲するとともに、基礎自治体の自由度を高めるため、義務付け・枠付けの見直しを行うことが重要である。

しかしながら、基礎自治体への権限移譲等について、地方分権改革推進委員会の勧告に対し地域主権戦略会議に報告された各府省の対応が誠に不十分なものとなっている。

そこで、中核市市長会では、個性豊かで活力に満ちた分権型社会の構築に向けて、真の「地域主権改革」が実現されるよう次のとおり提言する。

### 記

#### 1 地域主権改革にあたっては地方の意見を十分に踏まえること

政府においては、真の地域主権改革の制度設計を速やかに明らかにするとともに、内閣総理大臣の強いリーダーシップの下、**地方の意見を十分に踏まえた「地域主権戦略大綱」を策定すること。**

#### 2 住民視点に立った事務権限及び税財源の大胆な移譲を行うこと

基礎自治体への権限移譲については、**国と地方、広域自治体と基礎自治体の役割分担を早急に明確にし、住民視点に立った事務権限及び税財源の大胆な移譲を行うこと。**特に**教職員の人事権等の移譲については、確実に実現すること。**

なお、**中核市に対しては、速やかに政令指定都市と同等の権限と財源を移譲すること。**

#### 3 義務付け・枠付けの大胆な見直しを行うこと

義務付け・枠付けの見直しについては、これまでの要望に対する実施状況等その内容が不十分であるため、基礎自治体の自由度の更なる拡大に向け、**廃止・縮小による大胆な見直しを行うこと。**

#### 4 「国と地方の協議の場」などに中核市市長会の意見を十分に取り入れること

「国と地方の協議の場」などにおいては、地方六団体以外の代表者は臨時の議員として発言する道は残されているが、常設の議員としては位置づけられていないため、重要施策の制度設計に**中核市市長会の意見・提言を十分に取り入れる仕組みを構築すること。**